当院では、理不尽な要求や暴言・暴力・迷惑行為が発生した際には、退院や退去を命ずるあるいは警察 介入を依頼することがありますので、予め了承いただくとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。 理不尽な暴力に屈しない姿勢が、病院職員と患者様との良い信頼関係を構築し、ひいては患者様の安全、 満足につながるものと考えております。

院内において、以下の行為を禁止させていただきます。

- 1. 大声や奇声、暴言又は脅迫的な言動により、他の利用者や病院職員に迷惑をおよぼすこと
- 2. 他の利用者や病院職員に対して殴りかかるなどの暴力行 為、もしくはその恐れが強い場合
- 3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること
- 4. 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為をすること
- 5. 理由がないのに院内に入り、長時間とどまること
- 6. 医療従事者の指示に従わない行為(飲酒・喫煙・無断外出・ 無断外泊、指示を守らないなど)
- 7. 謝罪や謝罪文の交付を強要すること
- 8. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
- 9. 病院側の了承を得ず撮影や録音をすること
- 10. 一方的な主張等で長時間(30分以上)の電話や明らかに不要な複数回の架電反復により、病院職員の業務を妨害すること
- 11. その他の迷惑行為及び医療に支障がおよぶ行為

※参考 法律で定められている刑法・刑罰

- *医療従事者や患者に対して殴る・蹴る・胸倉をつかむ・物を投げつける等の暴力行為をする
 - ・・・≪刑法 208 条 暴行罪≫
- *暴力行為により負傷させた場合・・・≪刑法 204 条 傷害罪≫
- *院内の設備や備品を破壊する・・・≪刑法 261 条 器物損壊罪≫
- *医療従事者や患者に暴言を浴びせる・・・≪刑法 231 条 侮辱罪≫
- *わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直りや、長時間および複数回の架電等を続けて業務妨害をする・・・≪刑法 234 条 威力業務妨害罪≫
- *「お前らただではすまないぞ」「不幸がおきるぞ」等脅迫的暴言を吐く・・≪刑法 222 条 脅迫罪≫
- *土下座や謝罪を強要する・・・≪刑法 223 条 強要罪≫
- *正当な理由がないのに院内に侵入し「退去してください」と言っても従わない
 - ・・・《刑法 130 条 住居侵入罪・不退去罪》

